



訪問型家庭教育支援体制の構築に向けて

和歌山県教育庁 生涯学習局 生涯学習課

紀北教育事務所 社会教育主事 松尾 綾



家庭教育の位置づけ

- 家庭教育は、すべての教育の出発点であり、父母その他の保護者が子供に対して行う教育。
- 子供の豊かな情操、家族を大切にしたい気持ちや他人に対する思いやり、命を大切にする気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で、重要な役割を担うもの。

◆教育基本法（平成18年法律第120号）（抄）

（家庭教育）

第10条 **父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの**であって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 **国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。**

家庭教育を取り巻く状況

【 家庭教育を行うことが困難な社会 】

- ・ 核家族化、共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
- ・ 子育ての悩み・不安を持つ家庭の増加



【 様々な家庭の実情への配慮が必要 】

- ・ 様々な課題を抱えつつ、地域から孤立し、自ら相談の場にアクセスすることが困難な家庭など、支援が届きにくい家庭への対応
- ・ 児童虐待など、子供を取り巻く状況への懸念



【 地域での家庭と学校の更なる連携 】

- ・ 家庭環境の多様化に伴い、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが必要
- ・ 家庭と学校との連携の必要性が増加

和歌山県が推進する訪問型家庭教育支援推進事業

〈 子供を地域で育む環境づくり・困難を抱える子供たちへの支援 〉

◎訪問型家庭教育支援体制の整備

一部市町で実施していた、地域の子育て経験者や保健師、民生・児童委員などの支援チーム等が、家庭訪問や講座を通じて、家庭教育についての情報提供や相談対応を行う取組を全県展開

訪問型家庭教育支援の類型例

【全ての家庭への対応】

① **ユニバーサル型** ⇒ 全ての家庭を訪問

実施市町：湯浅町

② **ベルト型** ⇒ 小1保護者対象、中1保護者対象など、
対象年齢を限って全ての家庭を訪問

実施市町：那智勝浦町、太地町、古座川町

【困難を抱える家庭への対応】

③ **ターゲット型** ⇒ 不登校や非行、ネグレクト、育児
不安など課題のある家庭や希望の
ある家庭を訪問

実施市町：橋本市、太地町

④ **エリア型** ⇒ 地域ごとの特徴に応じた訪問支援の
メニューを設定

- ・課題のある家庭や保護者を早期発見！
- ・非行や不登校など問題が大きくなる前に把握！

問題の未然防止につなげる

困難を抱えた保護者に寄り添った助言
相談や課題解決に向けた情報提供など
を通した支援の実施

必要に応じて専門機関への橋渡し
を行う

訪問型家庭教育支援の類型例

【 幅広いアウトリーチ型の支援 】

多くの保護者が集まる、乳幼児健診の場や公民館等の公共施設において、家庭教育に関する講座等を行政や家庭教育支援チーム等が行う支援のこと。



- ・ 保護者同士の人間関係をつくることできる。
- ・ 相談や交流の機会を提供し、早期の悩み解決につなげる。



なぜ今アウトリーチ？

① 現状と課題

- ・地域のつながりが希薄
- ・保護者に時間的な余裕がない
- ・保護者自身が困り感に気づいていない

② アウトリーチ型のねらい

- ・保護者の悩みに寄り添い、適切な支援ができる体制を構築したい
- ・学校でも行政でもない立場で、保護者に寄り添い、保護者と学校・地域をつなぎたい



訪問型家庭教育支援の類型例

各市町の訪問型家庭教育支援事業の概要

	橋本市	湯浅町	那智勝浦町
型	ターゲット型	ユニバーサル型(乳児・幼児・児童・生徒がいる家庭への訪問)	ベルト型 ターゲット型(保護者、学校、福祉課等の依頼により訪問)
概要	園、学校、行政機関や個人から依頼を受けて家庭訪問、個別相談を実施	0歳児から15歳児までの子供がいる全家庭を訪問し、「切れ目のない子育て支援」を行う (※0~15歳児までの人数 1,299名1,042世帯)	「就学時健診」・「学童保育」・「放課後子ども教室(なちかつキッズクラブ)」と連携し、家庭教育・児童生徒支援につなげている
成果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の不安の軽減 ○ 保護者の孤独感の解消に繋がる 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭に支援を積み重ねてきた結果、子どもたちの落ち着きが見られる ○ 全世帯の状況把握をすることで、問題の早期発見により学校へのクレームの減少 ○ 問題行動の未然防止 	訪問地区を担当制にすることで、保護者との信頼関係が深まる。

実施市町について

橋本市

【支援方法】 ターゲット型

【対象】 乳幼児、小学生、中学生

【主な活動】 学習講座、親子参加型行事、相談対応、情報提供

【チーム構成】 地域コーディネーター、民生・児童委員、元教員、保育士、NPO関係者、その他
(※リーダー 県教育委員) 計27名

【取組内容】

◆教育と福祉の連携を推進する支援体制の構築

家庭教育支援チーム員と生涯学習課職員、及び子育て支援世代包括支援センターの家庭児童相談員が参加するケース会議を毎月1回開催し、情報共有を行い、各家庭に必要な支援のあり方について検討を行っている。

◆取組の具体的な内容

福祉部局が実施する4、5ヶ月健診の場でブックスタート事業を実施し、その際に、講座や家庭訪問の案内を行うことで活動の周知を行っている。保健師からも困り感のある家庭に対して、個別に情報提供を行い、保護者の希望に応じて家庭教育支援チームが参加することで、チームをより身近なものに感じてもらう取り組みを行っている。

〈取組のポイント〉

家庭教育支援チームが講座、広報、家庭訪問と様々な部門から多角的に子育て世代へ支援を行っている。また、教育と福祉が連携し、取組を広げている。

実施市町について

湯浅町

【支援方法】 ユニバーサル型

【対象】 主に乳幼児、小学生、中学生

【主な活動】 全戸訪問、相談対応、情報提供、親子参加型行事、学習講座

【チーム構成】 S S W、元教員、保育士、民生・児童委員、栄養士、その他

※リーダー S S W（元保育所長） 計 14 名

【取組内容】

◆教育と福祉の連携を推進する支援体制の構築

湯浅町と湯浅町教育委員会が主体となり、「子育て・家庭教育支援充実事業」として実施し、「福祉（医療・介護・保健）と教育の一体型」で切れ目のない子育て支援を行う体制を整える。

◆取組の具体的な内容

家庭教育支援員が、0歳児から中学校3年生までの全ての子育て家庭に、家庭教育情報誌「すまいる」を配布しながら訪問する。共感、傾聴の姿勢で定期的に保護者に接することで、保護者に寄り添い、孤立した家庭がないよう見守り支援を行い、問題の未然防止や早期発見・早期対応につなげている。得られた情報や相談については、リーダーであるS S Wに集約し、支援会議を開いて支援員間で共有するとともに、学校などの関係機関とも共通理解を図りながら対応する。

〈取組のポイント〉

- ・家庭教育支援チームが中学生までの子供がいる町内の家庭の全戸訪問を行っている。
- ・教育と福祉の連携を推進する支援体制。一体型で切れ目のない子育て支援を行う。

実施市町について

那智勝浦町

【支援方法】 ベルト型

【対象】 小学生、中学生

【主な活動】 学習講座、親子参加型行事、相談対応、情報提供

【チーム構成】 民生・児童委員、元教員、SSW、その他（※リーダー 青少年センター指導員）計、11名

【取組内容】

◆教育と福祉の連携を推進する支援体制の構築

- ・「虐待防止ネットワーク」事務局（福祉課）に、チーム定例会への出席を要請し、情報共有・情報発信を行う。
- ・上記担当者と随時相談しながら対象家庭への訪問支援を計画的に実施。
- ・子育て支援センター及び子育てサークルと協力し、『子育て講座』を2回開催。

◆取組の具体的な内容

- ・「子育て支援センター」や「子育てサークル」という子育て当事者の生の声を聴取することで、ニーズに合った「講座企画」ができた。さらに、この両者による広報活動の影響も大きく参加者が多い。

〈取組のポイント〉

- ・つながりの構築が、事業ニーズ・要支援家庭ニーズの把握に不可欠である。
- ・つながりを構築していくためには、意図的・定期的な事業実施（ミーティング等）も不可欠である。

家庭教育支援

地域…子育てについて、「共に語り合い」「共に学び合い」ながら、
学校・家庭・地域全体で子供たちを育む

学校…日々の子供の様子を観察と今ある支援体制の活用

行政…地域における家庭教育の充実と既存支援体制の見直し





地域全体で、
子育て環境の充実をめざして



ご清聴ありがとうございました。